

2008年10月31日締め切り迫る!

オーストラリアの税金が分かる!



初めてでも簡単 タックス・リターンを解説

あなたはもう「タックス・リターン」を済ませましたか? 難しい税金、ついつい先延ばしにしているという方のために、今回は実際の申告用紙とともに分かりやすくご説明します。締め切りはもうすぐ! さあ、すぐにはじめましょう!

※ここでの情報は、今年度(2007年~2008年)のもので、税制は変更される場合があります。また、掲載内容は一般的な例であり、税制は個人の状況によって異なるため、申告の際はオーストラリア国税庁(ATO)ウェブサイト、または登録税理士にご確認ください。
 Tax return essentials, copyright Commonwealth of Australia reproduced by permission

「タックス・リターン」とは
 所得税を納めなくてはならない人が、一年間(今回は2007年7月1日~2008年6月30日)に得たすべての所得などを計算し、自己申告する手続き。

1 自分に申告義務があるかをチェック

年間の課税対象となる所得の合計金額が以下に該当する場合は、原則として申告が義務付けられている。所得金額は、税務上の居住者か非居住者かによって異なる。

区分	申告が義務付けられる所得金額
居住者 (6ヶ月以上の学生ビザ、ビジネスビザ、永住権保持者など)	\$6,000 を超える場合
非居住者 (6ヶ月未満の学生ビザ、ワーキングホリデービザ保持者など)	\$1 を超える場合

※上記は税務上の居住者、非居住者を示します。区分については、8ページをご参照ください。

2 申告期限を確認

提出期限は2008年10月31日迄。登録されている税理士に依頼すると、延長も可能。但し、期限である10月31日以前に依頼しなくてはならない。期限に遅れた場合は、罰則の対象となる。

2008 OCTOBER						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3 申告の流れを把握しよう

申告方法や必要書類が揃っているかによっても、かかる時間は変わってくるため、流れを把握してしっかりスケジュールを立てておこう。

会計年度終了

源泉徴収表(Payment Summary)を受け取る(2008年7月14日まで)

源泉徴収表とは、雇用主から被雇用者に渡される、納税者番号、雇用主の名称、総所得及び納税額などが記載されたもの。複数の会社で働いた場合は、会社ごとの源泉徴収表が必要。

TaxPack を各都市のATOに提出(2008年10月31日まで)

e-tax でオンライン申請(2008年10月31日まで)

税理士に依頼、申請(2008年10月31日以降に延長可能)

課税通知書が届く

納付額が課税額を下回る場合、**期日までに支払う**

納付額が課税額を上回る場合、小切手や口座振込みで**払い戻し**

書類の保管(5年間)

申告の際の資料となる領収書や銀行通帳、記録帳などは原則として5年間の保管期間が定められている。

※日本へ永久帰国する場合など、永久的にオーストラリアを離れ、また出国後、オーストラリアに源泉のある所得(利子、配当、ロイヤルティによる所得を含む)を得ることがない場合は、必要書類が揃えば会計年度終了前に申告が可能。

申告方法を選択しよう

TaxPack を郵送

TaxPack 2008、または Retirees TaxPack 2008(該当者)に記入し、添付の封書に入れ郵送。TaxPack はニュースエージェンシーや税務署で無料で入手できる。海外からの郵送も可能。



TaxPack 2008, copyright Commonwealth of Australia reproduced by permission

オンライン(e-tax) 申請

ウェブサイトからソフトウェアをダウンロードし、オンラインで申告ができる。通常、課税通知書は申告後、14日以内に発行。海外からの申請も可能。



e-tax 2008, copyright Commonwealth of Australia reproduced by permission

登録税理士(Tax agent)に依頼

登録されている税理士に依頼する。日本への一時帰国や永久帰国で、申告期間にオーストラリア国内にいない場合、事前に依頼し申告手続きをしてもらうことも可能。



その他、電話や代理人(家族、友人)による代理申請が可能な場合もある。

準備ができたら、次のページからスタート!